

## 韓国の「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律案」（試訳）

The Bill of “Act on the Use, etc. of Electronic Documents in Criminal Litigations” in the Rep. of Korea (Provisional Translation)

氏家 仁  
Hitoshi UJIIE

### はしがき

わが国においては、最近、民事訴訟の電子化について、立法化に向けた動きがみられ<sup>1</sup>、学界における議論も盛んになっている<sup>2</sup>。他方、刑事訴訟の電子化については、少なくとも学界において、今日まで、ほとんど議論がなされてこなかったといえるところ<sup>3</sup>、令和2年7月17日に閣議決定されて全部変更された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、「刑事手続についても、そのデジタル化を行うことは、捜査手続に関与する国民の負担軽減につながり、また、感染症の感染拡大時にも円滑・迅速な公判手続を可能とする観点から有用であると考えられ、デジタル化を早期に実現することは、関係者の権利利益の保護に資する。このため、刑事手続において可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等を目指すべく、令和2年度中に、司法府における自律的判断を尊重しつつ、政府において、令状請求・発付をはじめとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のデジタル化方策の検討を開始する。」ということが明らかにされた<sup>4</sup>。このことは、今後、刑事訴訟の電子化についても、立法化を視野に置いた議論が本格化していく大きな契機になるものと思われる<sup>5</sup>。

ところで、韓国においては、民事訴訟等、刑事以外の分野における訴訟の電子化はもとより<sup>6</sup>、「刑事司法手続電子化促進法」や「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」<sup>7</sup>により、刑事訴訟の電子化も、ある程度、実現されているところ、さらに、法務部（我が国の「法務省」に相当する。）は、2020年8月18日に、「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律案」の立法予告<sup>8</sup>をした<sup>9</sup>。

同立法予告に伴う意見提出期間は、同年9月28日に終了し、その後、同年12月8日に法制処（我が国の「内閣法制局」に相当する。）の審査が完

了し、2021年1月21日に次官会議、同月26日に国務会議をそれぞれ通過して、同月29日に「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律案」（以下「同法案」という。）が国会に提出された（議案番号：2107778）<sup>10</sup>。

そこで、本稿は、研究資料として、現在進行中のわが国における刑事訴訟の電子化に関する議論に資するために、速報的に、同法案の提案理由及び条文を邦訳することとする。また、読者の便宜のために、条文中で他法の規定を引用している場合は、脚注においてこれを邦訳することとする（なお、刑事訴訟法の規定については、既にこの邦訳はわが国において公開されたものがあることから<sup>11</sup>、紙幅の都合上、一部を除き、条文の見出しのみを記すことにとどめることとする。）。

もっとも、今後の国会における立法過程次第によっては、同法案が法律として成立しない可能性、仮に成立したとしても現時点の同法案どおりではない可能性はいずれも否定できない。とはいえ、前述したとおり、わが国においては、刑事訴訟の電子化の議論が緒についたばかりであり、たとえ立法過程にある段階とはいえ、同法案を参照する価値は決して小さくないものと考ええる。

前述したとおり、本稿は、当面のわが国における議論に資するために、速報的に、同法案を邦訳したものであるため、韓国の刑事訴訟の電子化について考察・検討することは、今後、同法案の立法の帰趨がある程度明らかなものとなった段階で行うこととしたい。

（令和3年1月31日脱稿）

---

### <提案理由>

刑事司法手続における電子文書の利用及び管理に対する基本原則及び手続を規定することによって、電子文書を利用した刑事司法手続の電子化を通して司法手続の迅速性及び透明性を高め、被疑者・被告人・被害者・告訴人等の刑事司法手続上の権利の保障を強化して刑事司法業務全般にわたって国民の信頼性を高めようとするものである。

### 刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律案

**第1条（目的）**本法は、刑事司法手続における電子文書の利用及び管理等に関する基本原則及び手続を規定することによって、刑事司法手続の電子

化を実現して刑事司法手続の迅速性及び透明性を高め、国民の権益の保護に資することを目的とする。

**第2条（定義）** 本法において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「電子文書」とは、「電子文書及び電子取引基本法」第2条第1号<sup>12</sup>による電子文書をいう。
2. 「電子化文書」とは、紙の文書又はそのほかに電子的な形態で作成されなかった書類若しくは図面・写真・音声・映像資料等（以下「電子化対象文書」という。）を電子的な形態に変換して第5号による電算情報処理システムに登録した電子文書をいう。
3. 「刑事司法業務」とは、「刑事司法手続電子化促進法」第2条第1号<sup>13</sup>による刑事司法業務をいう。
4. 「刑事司法業務処理機関」とは、「刑事司法手続電子化促進法」第2条第2号<sup>14</sup>による刑事司法業務処理機関をいう。
5. 「電算情報処理システム」とは、「刑事司法手続電子化促進法」第2条第4号<sup>15</sup>による刑事司法情報システムであって、第3条各号のいずれか1つに該当する法律による刑事司法手続に必要な電子文書を作成、提出、送信・受信し、又は管理するのに利用されるものをいう。
6. 「電子署名」とは、「電子署名法」第2条第2号<sup>16</sup>による電子署名をいう。
7. 「行政電子署名」とは、「電子政府法」第2条第9号<sup>17</sup>による行政電子署名をいう。
8. 「司法電子署名」とは、行政電子署名であって、法官又は法院書記官・法院事務官・法院主事・法院主事補（以下「法院事務官等」という。）が刑事司法手続において使用するものをいう。

**第3条（適用範囲）** 本法は、次の各号の法律による刑事司法手続に適用する。

1. 「刑事訴訟法」
2. 「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（第2章〔訳者注：家庭保護事件〕に限定する。）
3. 「保安観察法」
4. 「性売買あっせん等行為の処罰に関する法律」（第3章〔訳者注：保護事件〕に限定する。）
5. 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」
6. 「少年法」

7. 「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」(第4章〔訳者注：児童保護事件〕に限定する。)
8. 「即決審判に関する手続法」
9. 「通信秘密保護法」
10. 「刑事補償及び名誉回復に関する法律」
11. 第1号から第10号までの法律を適用し、又は準用する法律

**第4条 (他の法律との関係)** ①本法は、刑事司法手続の電子的処理に関して他の法律に優先して適用する。

②刑事司法手続の電子的処理に関して本法に特別の規定がなければ、「刑事訴訟法」及び「刑事司法手続電子化促進法」を適用する。

**第5条 (電子文書による刑事司法手続の遂行)** ①被疑者、被告人、被害者、告訴人、告発人、弁護士及びそのほかに大統領令又は大法院規則で定める者は、第7条による使用者登録をした場合、刑事司法業務処理機関に提出すべき書類又は図面・写真・音声・映像資料等(以下、本条において「書類等」という。)を大統領令又は大法院規則で定めるところによって電算情報処理システムを通して電子文書で提出することができる。

②「電子文書及び電子取引基本法」第4条の2<sup>18</sup>による要件を備えた電子文書を本法によって作成、提出・送達及び保存した場合には、第3条各号の法律において定めた要件及び手続によって書類等を作成、提出・送達及び保存したものとみなす。

③本法によって変換・登載した電子化文書は、電子化対象文書と同一のものとみなす。

④本法によって電算情報処理システムを通して電子文書を出力した書面は、電子文書と同一のものとみなす。

⑤第3条各号の法律において書類等の写本を発給・交付、提出・送達及び保存するものとした場合、電算情報処理システムを通して電子文書を出力した書面は、第3条各号の法律による書類等の原本又は写本とみなす。

**第6条 (電算情報処理システムの運営)** ①刑事司法業務処理機関の長は、電算情報処理システムをそれぞれ設置・運営する。

②刑事司法業務処理機関は、電子文書の利用及び管理に関する標準を備えるために互いに協力しなければならない。

③刑事司法業務処理機関は、本法を適用し、又は電算情報処理システムを運営するとき、障害者又は老弱者等が刑事司法手続において権利を充分に

行使することができるように努力しなければならない。

**第7条 (使用者登録)** ①電算情報処理システムを利用しようとする者(刑事司法業務処理機関の所属公務員は除外する。)は、大統領令又は大法院規則で定めるところによって使用者登録をしなければならない。

②第1項による使用者登録(以下「使用者登録」という。)をした者(以下「登録使用者」という。)は、大統領令又は大法院規則で定めるところによって使用者登録を撤回することができる。

③刑事司法業務処理機関の長は、次の各号のいずれか1つに該当する事由がある場合には、大統領令又は大法院規則で定めるところによって登録使用者の電算情報処理システムの使用を停止し、又は使用者登録を抹消することができる。

1. 登録使用者の同一性が認められない場合
2. 使用者登録を申請し、又は使用者情報を変更する時、電算情報処理システムに偽りの内容を入力した場合
3. 他の登録使用者の電算情報処理システムの使用を妨害し、又は他の登録使用者の情報を盗用するなど電算情報処理システムを利用した刑事司法手続の進行に支障を与えた場合
4. 故意又は重大な過失により電算情報処理システムに障害を引き起こした場合
5. そのほかに第1号から第4号までに準ずる事由であって、大統領令又は大法院規則で定める事由がある場合

**第8条 (電子署名)** ①刑事司法業務処理機関に電子文書を提出しようとする者は、その電子文書に電子署名(署名者の実地名義を確認することができるものに限定する。以下、本項において同じ。)をしなければならない。ただし、電子署名を利用することができない場合であって、提出者の身元が確認された場合等、大統領令又は大法院規則で定める場合には、電子署名をしないことができる。

②法官又は法院事務官等は、裁判書、調書等を電子文書で作成する場合には、大法院規則で定めるところによって司法電子署名をする。この場合、第3条各号の法律によって陳述者の署名が必要な場合には、陳述者に電子署名をさせなければならない。

③法院以外の刑事司法業務処理機関の所属公務員は、決定文、調書、報告書等を電子文書で作成する場合には、大統領令で定めるところによって行

政電子署名をする。この場合、第3条各号の法律によって陳述者の署名が必要な場合には、陳述者に電子署名をさせなければならない。

④第1項から第3項までの規定による電子署名、司法電子署名又は行政電子署名をした場合には、第3条各号の法律による署名、署名捺印又は記名捺印をしたものとみなす。

⑤第1項から第3項までの規定によって提出し、又は作成する電子文書に面数を表示した場合には、第3条各号の法律による契印をしたものとみなす。

**第9条（電子文書の受付）** ①電子文書は、電算情報処理システムに電子的に記録された時に受け付けられたものとみなす。

②電算情報処理システムを通して提出された電子文書を受け付ける手続及び方法は、大統領令又は大法院規則で定める。この場合、提出された電子文書の同一性維持のための技術的措置に関する事項をその内容に含めなければならない。

③刑事司法業務処理機関は、第5条第1項によって電子文書を提出した登録使用者が受け付けられた電子文書の同一性の確認を要求する場合、大統領令又は大法院規則で定めるところによってその同一性を確認することができる機会を与えなければならない。

④登録使用者は、第5条第1項によって提出した電子文書と受け付けられた電子文書の内容が一致しない場合には、大統領令又は大法院規則で定めるところによって刑事司法業務処理機関に修正を要求することができる。

⑤刑事司法業務処理機関は、受け付けられた電子文書の偽造又は変造の有無を確認する必要がある場合には、電子文書を提出した登録使用者にその原本を提示し、又は提出することを要求することができる。

**第10条（電子文書の作成）** ①刑事司法業務処理機関の所属公務員は、裁判書、公判調書、公訴状、不起訴決定書、送致決定書、被疑者訊問調書等刑事司法業務と関連する文書を作成する場合には、電子文書で作成しなければならない。ただし、次の各号の1つに該当する場合であって、大統領令又は大法院規則で定める事由がある場合には、この限りではない。

1. 電算情報処理システムに障害がある場合

2. 電子文書で作成することが著しく困難であり、又は適さない場合

②刑事司法業務処理機関の所属公務員は、第1項各号以外の部分本文によって被疑者訊問調書を電子文書で作成する場合には、大統領令で定めるところによって「刑事訴訟法」による被疑者訊問調書の作成手続及び方式

が電子的に具現されるようにしなければならない。

**第11条 (電子化文書の作成)** ①刑事司法業務処理機関の所属公務員は、電子化対象文書を電子的な形態に変換して電算情報処理システムに登載しなければならない。ただし、電子化対象文書を電子的な形態に変換することが著しく困難であり、又は適さない場合であって、大統領令又は大法院規則で定める場合には、変換・登載しないことができる。

②電子化対象文書を電子的な形態に変換して電算情報処理システムに登載する手続及び方法は、大統領令又は大法院規則で定める。この場合、電子化対象文書の同一性維持のための技術的措置に関する事項をその内容に含めなければならない。

**第12条 (電子化対象文書の保管)** ①刑事司法業務処理機関は、第11条によって変換・登載した電子化対象文書を大統領令又は大法院規則で定める期間まで保管しなければならない。

②刑事司法業務処理機関は、電子化対象文書を提出した者の要請がある場合には、第1項にかかわらず、電子化対象文書を返還することができる。

③刑事司法業務処理機関は、第2項によって電子化対象文書を提出した者に電子化対象文書を返還する場合、大統領令又は大法院規則で定めるところによって電子化文書と電子化対象文書の同一性を確認することができる機会を与え、確認書を受けなければならない。

**第13条 (電子文書の流通)** ①刑事司法業務処理機関は、刑事司法手続と関連して作成した電子文書を他の刑事司法業務処理機関に送付するときには、電算情報処理システムを通して送付しなければならない。

②刑事司法業務処理機関が刑事司法業務処理機関以外の機関に事件を移送又は送致するときには、電子文書を電算情報処理システムを通して出力した後、その書面を送付する。ただし、電子文書を送信・受信することができるシステムを備えた機関であって、大統領令又は大法院規則で定める機関に移送又は送致するときには、電子文書を電子的方法で送付することができる。

③第2項本文によって電子文書を出力する手続及び方法は、大統領令又は大法院規則で定める。この場合、電子文書の同一性維持のための技術的措置に関する事項をその内容に含めなければならない。

**第14条 (電子的送達又は通知)** ①刑事司法業務処理機関は、送達又は通知を受けるべき者が次の各号のいずれか1つに該当する場合には、送達又は

通知を電算情報処理システムを通して電子的にすることができる。

1. 刑事司法業務処理機関である場合
2. 刑事司法業務処理機関の所属公務員である場合
3. 電子的送達及び通知に同意した登録使用者であって、大統領令又は大法院規則で定める者に該当する場合

②第1項による送達又は通知は、刑事司法業務処理機関が電子文書を電算情報処理システムに登載し、その事実を送達又は通知を受けるべき者に電子的に通知する方法とする。

③第2項によって送達又は通知した場合には、その送達又は通知を受けるべき者が電算情報処理システムに登載された電子文書を大統領令又は大法院規則で定める手続及び方法によって確認した時に、送達又は通知されたものとみなす。

④第3項にかかわらず、送達又は通知を受けるべき者が電算情報処理システムに登載された電子文書を確認しない場合には、第2項によって登載事実を電子的に通知した日から14日が経った日に送達又は通知されたものとみなす。ただし、被疑者又は被告人等の刑事司法手続上の権利を保護するために必要な場合であって、大統領令又は大法院規則で定める場合には、通知されたものとみなさない。

⑤電算情報処理システムの障害等大統領令又は大法院規則で定める事由により、送達又は通知を受けるべき者が電子文書を確認することができない期間は、第4項本文の期間に算入しない。この場合、電子文書を確認することができない期間の計算方法は、大統領令又は大法院規則で定める。

**第15条 (電子文書を出力した書面による送達)** ①刑事司法業務処理機関は、次の各号のいずれか1つに該当する場合には、電子文書を電算情報処理システムを通して出力した書面を「刑事訴訟法」第60条から第65条まで<sup>19)</sup>の規定による方法で送達しなければならない。

1. 送達を受けるべき者が第14条第1項各号のいずれか1つに該当しない場合
2. 送達を受けるべき者が「民事訴訟法」第181条<sup>20)</sup>又は第192条<sup>21)</sup>に該当する場合
3. 電算情報処理システムの障害等大統領令又は大法院規則で定める事由がある場合

②第1項によって電子文書を出力する手続及び方法は、大統領令又は大法

院規則で定める。この場合、電子文書の同一性維持のための技術的措置に関する事項をその内容に含めなければならない。

**第16条 (電子文書の閲覧・複写等)** ①「刑事訴訟法」第35条<sup>22</sup>、第55条、第59条の2、第59条の3、第174条、第185条、第200条の4、第262条の2後段、第266条の3、第266条の4、第266条の11及び第294条の4<sup>23</sup>にかかわらず、本法によって作成された電子文書を閲覧・謄写又は複写する場合には、インターネット又は電算情報処理システムを通して電子的に閲覧若しくは複写し、又は伝送する方法であることができる。

②第1項にかかわらず、登録使用者でない者が電子文書の閲覧又は複写を申請する場合には、電子文書を電算情報処理システムを通して出力した書面を交付する方法であることができる。

③第1項によって電子文書を閲覧若しくは複写し、又は伝送する手続及び方法は、大統領令又は大法院規則で定める。この場合、電子文書の同一性維持のための技術的措置に関する事項をその内容に含めなければならない。

④被告人(被告人であった者を含む。)又は弁護人(弁護人であった者を含む。)は、第1項によって閲覧若しくは複写し、又は伝送を受けた「刑事訴訟法」第266条の3第1項による書類(その目録を含む。)に該当する電子文書を当該事件又は関連事件の訴訟を準備するための目的でない他の目的で人にインターネット又は電算情報処理システムを通して伝送し、又は交付(電子文書を書面で出力して交付することをいう。)若しくは提示(電子文書を書面で出力して提示すること及び電気通信設備を通して提供することを含む。)してはならない。

**第17条 (令状等の執行に関する特例)** ①検事又は司法警察官吏は、次の各号の令状、鑑定留置状、許可状、許可書及び要請書等(以下「令状等」という。)が電子文書で発付された場合には、大統領令又は大法院規則で定めるところによって電子文書を提示し、又は伝送する方法で令状等を執行することができる。

1. 「刑事訴訟法」第73条、第113条、第200条の2、第201条及び第215条<sup>24</sup>による令状
2. 「刑事訴訟法」第172条及び第221条の3<sup>25</sup>による鑑定留置状
3. 「刑事訴訟法」第173条及び第221条の4<sup>26</sup>による許可状
4. 「刑事訴訟法」第473条<sup>27</sup>による刑執行状
5. 「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条<sup>28</sup>による令状

- 6. 「通信秘密保護法」第6条<sup>29</sup>及び第8条<sup>30</sup>による通信制限措置許可書
  - 7. 「通信秘密保護法」第13条<sup>31</sup>による通信事実確認資料提供要請許可書
  - 8. 「通信秘密保護法」第13条の2<sup>32</sup>による通信事実確認資料提供要請書
- ②第1項によって令状等を電子文書の形態で執行することが著しく困難であり、又は適さない場合には、電子文書で発付された令状等を電算情報処理システムを通して出力した書面で執行することができる。
- ③第2項によって電子文書で発付された令状等を電算情報処理システムを通して出力する手続及び方法は、大統領令又は大法院規則で定める。この場合、電子文書の同一性を維持し、法官が発付した趣旨と異なり数通が出力されないようにするための技術的措置に関する事項をその内容に含めなければならない。

**第18条（証拠調べに関する特例）**「刑事訴訟法」第292条及び第292条の3<sup>33</sup>にかかわらず、刑事裁判における電子文書に対する証拠調べは、次の各号の区分による方法とすることができる。

1. 文字、その他の記号、図面・写真等に対する証拠調べ：当該電子文書をモニター、スクリーン等を通して閲覧する方法
2. 音声又は映像情報に対する証拠調べ：当該電子文書の音声を聴取し、又は映像を再生する方法

**第19条（裁判の執行指揮の方式に関する特例）**①検事は、裁判書又は裁判を記載した調書が電子文書で作成された場合には、「刑事訴訟法」第461条本文<sup>34</sup>にかかわらず、電子文書で裁判の執行を指揮する。

②第1項にかかわらず、電子文書で裁判の執行を指揮することが困難な場合には、電子文書で作成された裁判書又は裁判を記載した調書を電算情報処理システムを通して出力した書面で裁判の執行を指揮する。

③第2項によって電子文書を出力する手続及び方法は、大統領令又は大法院規則で定める。この場合、電子文書の同一性維持のための技術的措置に関する事項をその内容に含めなければならない。

**第20条（電子文書の廃棄）**①電算情報処理システムを通して作成された電子文書は、次の各号の区分によって定められた時に廃棄しなければならない。

1. 刑を宣告する裁判が確定した事件：刑の時効が完成した時。ただし、拘留又は科料の刑が宣告された場合には、裁判確定日から3年が経った時とする。

2. 無罪, 免訴, 刑の免除, 公訴棄却又は宣告猶予の裁判が確定した事件: 公訴時効が完成した時

3. 不起訴処分がなされた事件及び「刑事訴訟法」第245条の5第2号<sup>35</sup>によって不送致決定がなされた事件: 公訴時効が完成した時

②第1項にかかわらず, 国内外的に重大な事件, 共犯に対する捜査が必要な事件等大統領令又は大法院規則で定める事件の場合には, 大統領令又は大法院規則で定めるところによって電子文書を永久保管し, 又は第1項による廃棄時期を延ばすことができる。

**第21条 (委任規定)** 本法において規定した事項のほかは刑事司法手続における電子文書の利用・管理及び電算情報処理システムの運営等に必要な事項は, 大統領令又は大法院規則で定める。

**第22条 (罰則)** 第16条第4項に違反して電子文書を人に伝送し, 又は交付若しくは提示した者は, 1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

## 附 則

**第1条 (施行日)** 本法は, 公布した日から5年を超えない範囲において, 法院以外の刑事司法業務処理機関の刑事司法手続については大統領令で, 法院の刑事司法手続については大法院規則で, それぞれ定める日から施行する。

**第2条 (他の法律の廃止)** 略式手続等における電子文書の利用等に関する法律は, 廃止する。

**第3条 (一般的適用例)** 本法は, 本法施行以降, 捜査を開始する事件から適用する。

**第4条 (「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」の廃止に伴う経過措置)** ①本法施行前に附則第2条によって廃止される「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」によって電子文書で略式命令を請求した事件に関しては, 同法の規定による。

②本法施行前に捜査を開始して本法施行当時, 捜査が進行中である事件に対して附則第2条によって廃止される「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」によって本法施行前に進行された手続は, 本法によって進行された手続とみなす。

<sup>1</sup> 現在、法務大臣の諮問111号「民事裁判手続のIT化について」に応じた審議調査が、法制審議会・民事訴訟法（IT化関係）部会において進められている（同部会サイト〔[http://www.moj.go.jp/shingil/housei02\\_003005.html](http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003005.html)〕（最終閲覧日：令和3年1月31日））。

<sup>2</sup> たとえば、ジュリ1543号（令和2年）から開始した連載「裁判手続とIT化の重要論点」の各論考。

<sup>3</sup> もっとも、これまでも、刑事手続の一部の電子化については、議論がなされていなかったわけではない。例えば電子令状については、石川雅俊「アメリカにおける令状の電子化と証拠排除」青法60巻4号（平成31年）99頁、同「アメリカの電子令状」捜査研究823号（令和元年）94頁、同「我が国への電子令状の導入可能性」秋吉淳一郎ほか編『これからの刑事司法の在り方』（令和2年、弘文堂）136頁がある。

<sup>4</sup> 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日）」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）サイト〔<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryoul.pdf>〕31頁（最終閲覧日：令和3年1月31日）。

<sup>5</sup> 報道によれば、刑事手続のオンライン化に向けた検討を警察庁と法務省が始め、最高裁判所と日本弁護士連合会もこの検討に参加し、また、法務省は、学識者らで構成する検討会を令和2年度中に設けるものとされる（朝日新聞令和2年7月15日朝刊1面）。

<sup>6</sup> 「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」による。刑事以外の分野における訴訟手続の電子化については、金祥洙「韓国における電子訴訟の現状」尹龍澤ほか編『コリアの法と社会』（令和2年、日本評論社）98-9頁等参照。また、拙稿「韓国刑事判例研究：大法院2016年12月15日判決（2015ド3682）」比雑51巻2号（平成29年）283-5頁参照。

<sup>7</sup> 同法の条文の邦訳として、拙稿「韓国「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」・「略式手続における電子文書の利用等に関する規則」（試訳）」本誌35号（平成30年）83頁〔<http://id.nii.ac.jp/1220/00000182/>（オンライン公開のみ）〕がある。

<sup>8</sup> 「立法予告」とは、行政手続法に定められた制度であり、「全ての法令を制定・改正又は廃止しようとするときに、法令案の内容を国民に予告して国民の多様な意見を収斂して立法に反映することによって、立法過程に

対する国民の参与の機会を拡大し、立法内容の民主化を図り、法令の実効性を高めて国家政策を効率的に遂行するための制度」である(法制処サイト〔<https://www.moleg.go.kr/menu.es?mid=a10105020000>〕(最終閲覧日: 令和3年1月31日))。

<sup>9</sup> 立法予告の時点の「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律制定案」及び「条文別制定・改正理由書」は、法務部サイト〔[https://www.moj.go.kr/moj/209/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbW9qJTJGNTI5NDg5JTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNGcGFzc3dvcmlM0QIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVTdHllM0QlMjZpc1ZpZXdNaW5lJTNEZmFsc2UIMjZwYWdlJTNEMyUyNmJic09wZW5XcmRTZXEIM0QlMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D](https://www.moj.go.kr/moj/209/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbW9qJTJGMTU3JTJGNTI5NDg5JTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNGcGFzc3dvcmlM0QIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVTdHllM0QlMjZpc1ZpZXdNaW5lJTNEZmFsc2UIMjZwYWdlJTNEMyUyNmJic09wZW5XcmRTZXEIM0QlMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D)〕または国民参与立法センターサイト〔<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/ogLmPp/60295?pageIndex=7>〕参照(最終閲覧日: 令和3年1月31日)。

<sup>10</sup> 刑事訴訟の電子化に関しては、同法案より先に、「刑事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律案」(議案番号: 2023529, 提案日: 2019年10月31日, 趙應天議員代表発議)が議員立法の形で国会に提出されたものの、実質的な審議が行われることなく、第20代国会の任期満了に伴い2020年5月29日に廃案となった。なお、同議案は、若干の修正が加えられたが、第21代国会においても、同議員代表発議で提案されている(議案番号: 2104332, 提案日: 2020年9月29日)。今後、同法案と併せて審議されていくものと思われる。

<sup>11</sup> 加除式の韓国六法編集委員会編『現行韓国六法 改版』(平成31年, ぎょうせい), 安部祥太「韓国刑事訴訟法試訳」青山ローフォーラム4巻1号(平成27年)85頁〔オープンアクセス〕参照。なお、この安部助教による翻訳は、法律12899号(2014年12月30日公布・施行)による改正現在のものであるため、同法案において、それ以降に改正された刑事訴訟法の規定を引用している場合には、脚注においてその条文を邦訳した(注22, 35)。

<sup>12</sup> **電子文書及び電子取引基本法2条(定義)**「1. 「電子文書」とは、情報処理システムによって電子的形態で作成・変換され、又は送信・受信若しくは貯蔵された情報をいう。」

<sup>13</sup> **刑事司法手続電子化促進法2条(定義)**「1. 「刑事司法業務」とは、捜査、公訴、公判、裁判の執行等刑事事件の処理と関連する業務をいう。」

<sup>14</sup> **刑事司法手続電子化促進法2条（定義）**「2.「刑事司法業務処理機関」とは、法院、法務部、検察庁、警察庁、海洋警察庁及びその所属機関並びにそのほかに刑事司法業務を処理する機関であって、大統領令で定める機関をいう。」

<sup>15</sup> **刑事司法手続電子化促進法2条（定義）**「4.「刑事司法情報システム」とは、刑事司法業務処理機関が刑事司法情報を作成、取得、貯蔵、送信・受信するのに利用することができるようにハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク、保安要素等を結合させて構築した電子的管理体制をいう。」

<sup>16</sup> **電子署名法2条（定義）**「2.「電子署名」とは、次の各目の事項を表すのに利用するために電子文書に添付され、又は論理的に結合された電子的形態の情報をいう。

イ. 署名者の身元

ロ. 署名者が当該電子文書に署名したという事実

<sup>17</sup> **電子政府法2条（定義）**「9.「行政電子署名」とは、電子文書を作成した次の各目のいずれか1つに該当する機関又はその機関において直接業務を担当する者の身元及び電子文書の変更の有無を確認することができる情報であって、その文書に固有のものをいう。

イ. 行政機関

ロ. 行政機関の補助機関及び補佐機関

ハ. 行政機関と電子文書を流通する機関、法人及び団体

ニ. 第36条第2項の機関、法人及び団体

<sup>18</sup> **電子文書及び電子取引基本法4条の2（電子文書の書面要件）**「電子文書が次の各号の要件を全て備えた場合には、その電子文書を書面とみなす。ただし、他の法令に特別の規定があり、又は性質上電子的形態が許容されていない場合には、書面とみなさない。

1. 電子文書の内容を閲覧することができること

2. 電子文書が作成・変換され、若しくは送信・受信若しくは貯蔵された時の形態又はそれと同じく再現されうる形態で保存されていること

<sup>19</sup> 刑事訴訟法60条（送達を受けるための申告）、61条（郵便に付する送達）、62条（検事に対する送達）、63条（公示送達の原因）、64条（公示送達の方法）、65条（「民事訴訟法」の準用）

<sup>20</sup> **民事訴訟法181条(軍関係人にすべき送達)**「軍事用の庁舎又は船舶に属している者にすべき送達は、その庁舎又は船舶の長にする。」

<sup>21</sup> **民事訴訟法192条(戦争に行った軍人又は外国に駐在する軍関係人等にすべき送達)**「①戦争に行った軍隊、外国に駐屯する軍隊に勤務する者又は軍に服務する船舶の乗務員にすべき送達は、裁判長がその所属司令官に囑託する。

②第1項の送達に対しては、第181条の規定を準用する。」

<sup>22</sup> **刑事訴訟法35条(書類・証拠物の閲覧・複写)**「①被告人及び弁護人は、訴訟係属中の関係書類又は証拠物を閲覧し、又は複写することができる。

②被告人の法定代理人、第28条による特別代理人、第29条による輔助人又は被告人の配偶者・直系親族・兄弟姉妹であって被告人の委任状及び身分関係を証明する文書を提出した者も第1項に同じ。

③裁判長は、被害者、証人等事件関係人の生命又は身体の安全を著しく害するおそれがある場合には、第1項及び第2項による閲覧・複写の前に、事件関係人の姓名等個人情報が公開されないように保護措置をすることができる。

④第3項による個人情報の保護措置の方法及び手続、そのほかに必要な事項は、大法院規則で定める。」

<sup>23</sup> **刑事訴訟法55条(被告人の公判調書閲覧権等)**、59条の2(裁判確定記録の閲覧・謄写)、59条の3(確定判決書等の閲覧・複写)、174条(鑑定人の参与権、訊問権)、185条(書類の閲覧等)、200条の4(緊急逮捕と令状請求期間)、262条の2(裁定申請事件記録の閲覧・謄写の制限)、266条の3(公訴提起後検事が保管している書類等の閲覧・謄写)、266条の4(法院の閲覧・謄写に関する決定)、266条の11(被告人又は弁護人が保管している書類等の閲覧・謄写)、294条の4(被害者等の公判記録の閲覧・謄写)

<sup>24</sup> **刑事訴訟法73条(令状の発付)**、113条(押収・搜索令状)、200条の2(令状による逮捕)、201条(拘束)、215条(押収、搜索、検証)

<sup>25</sup> **刑事訴訟法172条(法院外の鑑定)**、221条の3(鑑定の委嘱と鑑定留置の請求)

<sup>26</sup> **刑事訴訟法173条(鑑定に必要な処分)**、221条の4(鑑定に必要な処分、許可状)

<sup>27</sup> **刑事訴訟法473条(執行するための召喚)**

<sup>28</sup> **金融実名取引及び秘密保障に関する法律4条(金融取引の秘密保障)**

「①金融会社等に従事する者は、名義人（信託の場合には、委託者又は受益者をいう。）の書面上の要求又は同意を受けず、その金融取引の内容に対する情報又は資料（以下「取引情報等」という。）を人に提供し、又は漏洩してはならず、何人も、金融会社等に従事する者に取引情報等の提供を要求してはならない。ただし、次の各号のいずれか1つに該当する場合であって、その使用目的に必要な最小限の範囲において、取引情報等を提供し、又はその提供を要求する場合には、その限りではない。

1. 法院の提出命令又は法官が発付した令状による取引情報等の提供  
（2～8 略）

②第1項第1号から第4号まで又は第6号から第8号までの規定によって取引情報等の提供を要求する者は、次の各号の事項が含まれた金融委員会が定める標準様式によって金融会社等の特定店舗にこれを要求しなければならない。ただし、第1項第1号によって取引情報等の提供を要求し、又は同項第2号によって取引情報等の提供を要求する場合であって、不動産（不動産に関する権利を含む。以下、本項において同じ。）の保有期間、保有数、取引規模及び取引方法等明白な資料によって大統領令で定める不動産取引と関連する所得税又は法人税の脱漏の嫌疑が認められその脱漏の事実の確認が必要な者（当該不動産取引をあっせん・仲介した者を含む。）に対する取引情報等の提供を要求する場合又は滞納額1千万ウォン以上である滞納者の財産照会のために必要な取引情報等の提供を大統領令で定めるところによって要求する場合には、取引情報等を保管又は管理する部署にこれを要求することができる。

1. 名義人の人的事項
2. 要求対象取引期間
3. 要求の法的根拠
4. 使用目的
5. 要求する取引情報等の内容
6. 要求する機関の担当者及び責任者の姓名及び職責等人的事項

（③～⑥ 略）」

<sup>29</sup> **通信秘密保護法6条（犯罪捜査のための通信制限措置の許可手続）**「①検事（軍検事を含む。以下同じ。）は、第5条第1項の要件が具備された場合には、法院（軍事法院を含む。以下同じ。）に対して各被疑者別又は各被内査者別に通信制限措置を許可してもらうことを請求することができる。

②司法警察官(軍司法警察官を含む。以下同じ。)は、第5条第1項の要件が具備された場合には、検事に対して各被疑者別又は各被内査者別に通信制限措置に対する許可を申請し、検事は、法院に対してその許可を請求することができる。

③第1項及び第2項の通信制限措置請求事件の管轄法院は、その通信制限措置を受ける通信当事者の双方又は一方の住所地・所在地、犯罪地又は通信当事者と共犯関係にある者の住所地・所在地を管轄する地方法院又は支院(普通軍事法院を含む。)とする。

④第1項及び第2項の通信制限措置請求は、必要な通信制限措置の種類・その目的・対象・範囲・期間・執行場所・方法及び当該通信制限措置が第5条第1項の許可要件を充足する事由等の請求理由を記載した書面(以下「請求書」という。)でしなければならない。請求理由に対する疎明資料を添付しなければならない。この場合、同一の犯罪事実に対してその被疑者又は被内査者に対して通信制限措置の許可を請求し、又は許可を受けた事実があるときには、再び通信制限措置を請求する旨及び理由を記載しなければならない。

⑤法院は、請求を理由があるものと認める場合には、各被疑者別又は各被内査者別に通信制限措置を許可し、これを証明する書類(以下「許可書」という。)を請求人に発付する。

⑥第5項の許可書には、通信制限措置の種類・その目的・対象・範囲・期間並びに執行場所及び方法を特定して記載しなければならない。

⑦通信制限措置の期間は、2か月を超過することはできず、その期間中、通信制限措置の目的が達成された場合には、即時終了しなければならない。ただし、第5条第1項の許可要件が存続する場合には、疎明資料を添付して第1項又は第2項によって2か月の範囲において通信制限措置期間の延長を請求することができる。

⑧検事又は司法警察官が第7項ただし書によって通信制限措置の延長を請求する場合に、通信制限措置の総延長期間は1年を超過することができない。ただし、次の各号のいずれか1つに該当する犯罪の場合には、通信制限措置の総延長期間が3年を超過することができない。

1. 「刑法」第2編中第1章内乱の罪、第2章外患の罪中第92条から第101条までの罪、第4章国交に関する罪中第107条、第108条、第111条から第113条までの罪、第5章公安を害する罪中第114条、第115条の

罪及び第6章爆発物に関する罪

2. 「軍刑法」第2編中第1章反乱の罪, 第2章利敵の罪, 第11章軍用物に関する罪及び第12章違令の罪中第78条・第80条・第81条の罪

3. 「国家保安法」に規定された罪

4. 「軍事機密保護法」に規定された罪

5. 「軍事基地及び軍事施設保護法」に規定された罪

⑨法院は, 第1項・第2項及び第7項ただし書による請求が理由のないものと認める場合には, 請求を棄却し, これを請求人に通知する。

**【参考】5条 (犯罪捜査のための通信制限措置の許可要件)** 「①通信制限措置は, 次の各号の犯罪を計画若しくは実行しており, 又は実行したものと疑うに足りる充分な理由があり, 他の方法ではその犯罪の実行を阻止し, 又は犯人の逮捕若しくは証拠の収集が難しい場合に限りて許可することができる。

(1~12 略)」

<sup>30</sup> **通信秘密保護法8条 (緊急通信制限措置)** 「①検事, 司法警察官又は情報捜査機関の長は, 国家安保を威脅する陰謀行為, 直接的な死亡若しくは深刻な傷害の危険を惹起しうる犯罪又は組織犯罪等重大な犯罪の計画若しくは実行等の緊迫した状況にあり, 第5条第1項又は第7条第1項第1号の規定による要件を具備した者に対して第6条又は第7条第1項及び第3項の規定による手続を経ることができない緊急の事由があるときには, 法院の許可なく通信制限措置をすることができる。

②検事, 司法警察官又は情報捜査機関の長は, 第1項の規定による通信制限措置 (以下「緊急通信制限措置」という。) の執行着手後, 遅滞なく, 第6条及び第7条第3項の規定によって法院に許可請求をしなければならず, その緊急通信制限措置をした時から36時間以内に法院の許可を受けることができなかつたときには, 即時これを中止しなければならない。

(③~⑨ 略)」

<sup>31</sup> **通信秘密保護法13条 (犯罪捜査のための通信事実確認資料提供の手続)** 「①検事又は司法警察官は, 捜査又は刑の執行のために必要な場合, 電気通信事業法による電気通信事業者 (以下「電気通信事業者」という。) に通信事実確認資料の閲覧又は提出 (以下「通信事実確認資料提供」という。) を要請することができる。

②検事又は司法警察官は, 第1項にかかわらず, 捜査のために通信事実確

認資料のうち、次の各号のいずれか1つに該当する資料が必要な場合には、他の方法では犯罪の実行を阻止することが難しく、又は犯人の発見・確保若しくは証拠の収集・保全が難しい場合に限り、電気通信事業者に当該資料の閲覧又は提出を要請することができる。ただし、第5条第1項各号のいずれか1つに該当する犯罪又は電気通信を手段とする犯罪に対する通信事実確認資料が必要な場合には、第1項によって閲覧又は提出を要請することができる。

1. 第2条第11号目〔訳者注：「情報通信網に接続された情報通信機器の位置を確認することができる発信基地局の位置追跡資料」〕・目録〔訳者注：コンピュータ通信又はインターネットの利用者が情報通信網に接続するために使用する情報通信機器の位置を確認することができる接続地の追跡資料〕のうち、実時間追跡資料
  2. 特定の基地局に対する通信事実確認資料
- ③第1項及び第2項によって通信事実確認資料提供を要請する場合には、要請事由、当該加入者との関連性及び必要な資料の範囲を記録した書面で管轄地方法院(普通軍事法院を含む。以下同じ。)又は支院の許可を受けなければならない。ただし、管轄地方法院又は支院の許可を受けることができない緊急の事由があるときには、通信事実確認資料提供を要請した後、遅滞なく、その許可を受けて電気通信事業者に送付しなければならない。(④～⑨ 略)」

<sup>32</sup> **通信秘密保護法13条の2(法院への通信事実確認資料提供)**「法院は、裁判上、必要な場合には、民事訴訟法第294条〔訳者注：調査の嘱託〕又は刑事訴訟法第272条〔訳者注：公務所等に対する照会〕の規定によって電気通信事業者に通信事実確認資料提供を要請することができる。」

<sup>33</sup> 刑事訴訟法292条(証拠書類に対する取調べ方式)、292条の3(その他の証拠に対する取調べ方式)

<sup>34</sup> 刑事訴訟法461条(執行指揮の方式)

<sup>35</sup> **刑事訴訟法245条の5(司法警察官の事件送致等)**「司法警察官は、告訴・告発事件を含め犯罪を捜査したときには、次の各号の区分による。

1. 犯罪の嫌疑があるものと認められる場合には、遅滞なく、検事に事件を送致し、関係書類及び証拠物を検事に送付しなければならない。
2. その他の場合には、その理由を明示した書面とともに関係書類及び証拠物を遅滞なく検事に送付しなければならない。この場合、検事は、送

付を受けた日から90日以内に司法警察官に返還しなければならない。』